

東京外国語大学附属図書館、東京学芸大学附属図書館、東京農工大学附属図書館、電気通信大学附属図書館及び一橋大学附属図書館間の相互利用に関する申合せ

(申合せの運用)

第6条 この申合せの運用については、協定図書館相互利用連絡会において、その都度協議するものとし、合意は文書をもって行う。

(有効期間)

第7条 この申合せは、平成15年10月1日から実施し、協定図書館のいずれかから特に申出のない限り継続する。

この申合せ書は5通作成し、協定図書館長が各1通を保有する。

平成15年 9月30日

東京外国語大学附属図書館長

高盛伸大



東京学芸大学附属図書館長

向鶴志美



東京農工大学附属図書館長

西脇信彦



電気通信大学附属図書館長

三木哲也



一橋大学附属図書館長

池間誠



(利用者の範囲)

第1条 東京外国語大学附属図書館、東京学芸大学附属図書館、東京農工大学附属図書館、電気通信大学附属図書館及び一橋大学附属図書館の相互利用に関する申合せをする図書館（以下「協定図書館」という。）利用者は、当該図書館のある大学に在籍する正規の学生及び教職員とする。

(入館手続き)

第2条 利用者は、在籍する大学が発行する学生証又は身分証明証の提示で、協定図書館に入館できる。

(サービス内容)

第3条 利用者は、利用する協定図書館の図書館利用規則（程）（以下「利用規則」という。）に基づき、館内閲覧及び文献複写のサービスを受けることができる。

(利用規則の遵守)

第4条 利用者は、利用する協定図書館の利用規則を遵守しなければならない。

(協定図書館相互利用連絡会)

第5条 協定図書館間の相互利用をより円滑に行うため、協定図書館員により構成する「東京外国語大学附属図書館、東京学芸大学附属図書館、東京農工大学附属図書館、電気通信大学附属図書館及び一橋大学附属図書館間相互利用連絡会」（以下「協定図書館相互利用連絡会」という。）を設置する。

2. 協定図書館相互利用連絡会に関する事項は、別に定める。